

岩手県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営市野々地区（本郷甘蕨1換地区、本郷甘蕨2換地区、山口換地区、荒屋敷換地区、赤猪子1換地区、赤猪子2換地区、赤猪子3換地区及び赤猪子4換地区）土地改良事業（一関市）に係る換地処分をした。

令和3年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也